

1 医薬品の採用、購入

(1) 医薬品の購入にあたって、医薬品の安全性、類似品との取り間違い防止に留意する。

(2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を指定する。

2 医薬品の管理方法

(1) 医薬品の在庫状況や取り間違い防止のため、以下を実施すること。

①医薬品・薬物・消耗品ごとに各品目に適した保管場所を定め、適した保管状況を確認すること。

②同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似品は注意を表記すること。

③在庫・品質管理のため、定期的に有効・使用期限を確認すること。

④院内にて調合・調整した医薬品は、名称・濃度（希釈日）・使用期限等を明記し、定期的に確認すること。

⑤処置薬は開封後の変質、汚染に留意し、定期的に交換すること。その際は容器を水洗した後、消毒もしくは滅菌して行い、継ぎ足しをしないこと。

⑥処置薬の「小分け薬瓶」への充填・補充の際は、色分け・ラベリング等を行い、複数人で確認しながら行うこと。

(2) 薬品の転倒・落下を防ぐため、ユニットテーブル、ワゴン上に置いた薬瓶には特に注意し、使用後は速やかに所定位置に戻すこと。

(3) 「規制医薬品」は金庫等に施錠して保管し、盗難、紛失防止措置を取る。

(4) 「特定生物由来製品」は使用時に「特定生物由来製品使用記録」にて記録、保管する。

3 患者への与薬や服薬指導

(1) 患者情報（病歴・副作用履歴・アレルギー・妊娠、授乳の有無・年齢・体重・喫煙・飲酒等）を把握した上で与薬すること。

(2) 他科受診、他剤併用の有無を確認し、他の医療機関・薬局等と連携を図り、安全性を確認すること。

(3) 在宅患者に投薬する際は、かかりつけ医に連絡・相談し、剤形・用法・調剤方法・服薬管理すること。

(4) 与薬にあたっては患者氏名等を随時確認し、投薬内容に誤りが無いか点検・確認し、薬剤の実物と薬剤情報提供文書を示し、薬効・用法・用量・副作用及びその他服用において留意すべき点等を説明すること。

(5) 処方箋に必要事項（医薬品名・剤形・規格単位・分量・用法・用量等）を正確に記載すること。

(6) 老人手帳を有する者には、処方内容を手帳に記載すること。

(7) 与薬により患者の容態が急変し、院内での対応が不可能な場合は、速やかに他の医療機関に応援を求めること。

4 局所麻酔薬の使用について

(1) 十分な問診、全身状態の評価を行った上で、適切な薬剤・使用量を決定すること。

(2) 局所の組織損傷、神経損傷等の局所的偶発症の予防及び患者への説明は十分にする。

(3) 全身的偶発症に備え、救急医薬品・酸素を準備し、麻酔使用後は担当医が十分に経過観察すること。

(4) 使用後ショック等により患者の状態が急変した際は、直ちに院内で対応出来る処置を行い、不可能な場合は速やかに他の医療機関に応援を求めること。

5 消毒薬、歯垢染色液、う蝕検知液、フッ化物等の取り扱い時の注意

薬品が患者の顔面、衣服等の目的外の部位に滴下・付着・誤飲しないよう、エプロン、タオル等で適切に防護すると共に、薬品の受け渡し時や塗布時に注意すること。万一発生した場合は、速やかに洗浄・中和等の適切な処置を行い、必要に応じ他の医療機関と連携して対応すること。

6 医薬品の安全使用に係わる情報の取り扱い（収集・提供）

(1) 医薬品の添付文書等は、必要に応じて直ちに閲覧出来るよう保管場所を定め、適切に保管すること。

(2) 添付文書集等は定期的に見直し・更新し、常に最新情報を得ておくよう努めること。また、知り得た情報は全職員に周知し、医薬品使用における事故等の予防、早期発見、重篤化の防止に努めること。